

## 第160回奈良県都市計画審議会

1. 日時：平成28年11月14日（月）午後2時～
2. 開催場所：奈良商工会議所会館 5階 大ホール
3. 出席者：斎藤会長、塚口委員、川村委員、狭間委員、岩崎委員、磯田委員、増井委員、松谷委員、美並委員（代理出席）、徳田委員（代理出席）、若林委員（代理出席）、池田委員（代理出席）、安田委員（代理出席）、中野委員、岩田委員、太田委員、和田委員、佐藤委員、平井委員、大橋委員、森本委員
4. 開催状況：傍聴者2名
5. 議案：第1号議案 大和都市計画道路の変更（天理橋線の変更）  
第2号議案 大和都市計画道路の変更（東井戸堂西長柄線ほか1路線の変更）  
第3号議案 大和都市計画道路の変更（元町畠田線ほか1路線の変更）  
第4号議案 大和都市計画道路の変更（郡山斑鳩王寺線の変更）

【事務局】 ただいまから第160回奈良県都市計画審議会を開会いたします。

委員の皆様方には大変お忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

審議に入ります前に委員の交代についてご報告いたします。お手元の委員名簿をあわせてご覧ください。

前回の審議会以降、新たに委員にご就任いただいた方々を紹介いたします。

県議会を代表する委員としまして、奈良県議会議員、岩田国夫委員です。

【岩田委員】 どうぞよろしくお願ひします。

【事務局】 同じく、奈良県議会議員、和田恵治委員です。

【和田委員】 よろしくお願ひします。

【事務局】 また、行政機関におきましても、人事異動に伴う委員の交代がありました。本日は代理の方にご出席いただいておりますので、お名前のみ紹介いたします。

近畿農政局長、徳田正一委員です。

奈良県警察本部長、安田浩己委員です。

さて、本日の出欠状況ですが、岡井委員、池森委員、乾委員、森下委員から欠席の連絡をいただいております。また、松谷委員は遅れるとの連絡をいただいております。

現時点で委員総数25名中20名が出席されていますので、奈良県都市計画審議会条例

第5条第1項の規定によりまして、本日の審議会が有効に成立していることをご報告します。なお、本日の審議会には議題に関連する幹事が出席しております。

それと、ここで、報道関係者の皆様に申し上げますが、撮影につきましては審議に入るまでの間としますので、ご了承願います。

それでは、ここからは斎藤会長に議事の進行をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

**【斎藤会長】** 会長を仰せつかっております斎藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様には大変お忙しい中ご出席いただきまして、厚くお礼を申し上げます。

それでは、ただいまから第160回奈良県都市計画審議会の議事に入りたいと存じます。どうぞ忌憚のないご意見、ご提言、あるいはご質問をいただくようお願いいたします。

まず、本日の議事録署名者ですが、私のほうから指名させていただきます。増井委員、どうぞよろしくお願い致します。

本日は当審議会に対し、2名の方から傍聴の申し出がありますが、傍聴を認めることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【斎藤会長】** また、この後の申し出につきましても、20名を限度に傍聴を認めることにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【斎藤会長】** ありがとうございます。それでは、認めることにいたします。

傍聴人の皆様にお伝えいたします。入場時に配付しました傍聴要領を遵守し、静粛に傍聴されるようお願いいたします。なお、傍聴席に置いてある資料は閲覧用で回収いたします。お持ち帰りにならないでいただきたいと思っております。また、資料への書き込みもご遠慮願います。

報道関係者の方がおられますが、これより議案の審議に入りますので、撮影をご遠慮いただけるようお願いいたします。

本日の議案はお手元に配付しているとおりです。審議事項が4件でございます。まず、第1号議案、大和都市計画道路の変更（天理橋線の変更）について、第2号議案、大和都市計画道路の変更（東井戸堂西長柄線ほか1路線の変更）について、この2件の議案は相互に関連しておりますので、一括しての審議をお願いいたします。議案の内容につきまし

ては、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 都市計画室の楠本でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうから大和都市計画道路の変更についてご説明させていただきます。

各議案の説明に入る前に、お手元の配付資料をご覧ください。まず、議案書ですが、1枚おめくりいただきまして、議事目録でございます。今回の議案を記載させていただいております。おめくりいただきまして、1ページ目には、審議会会長及び付議案提出文書、次の2ページ目には知事から審議会会長への付議依頼、次の3ページ目には、第1号議案の計画書を添付してございます。これは都市計画に定めるべき事項を表示してございます。次のページをお願いします。4ページ目には第1号議案の変更理由書を添付してございます。以後、第2号から4号議案について同様に添付してございます。また、別冊になってございますが、A4判の参考資料集については、位置図や新旧対照表をまとめてございます。

説明のほうはお手元の資料とあわせまして、前のスクリーンで行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、第1号議案である天理橋線の変更、第2号議案である東井戸堂西長柄線ほか1路線の変更についてでございますが、これら2つの議案につきましては、それぞれ相互に関連しておりますので、2つまとめてご説明させていただきます。

説明の流れでございます。まず初めに、奈良県下の都市計画道路の見直しについて、続いて天理橋線、東井戸堂西長柄線、三昧田横広線、それぞれの概要について、最後に都市計画の手続きについてご説明させていただきます。

これまでの奈良県内の都市計画道路の見直しについてでございます。こちらは、本県の都市計画道路の現状を示したものでございます。本県は、平成25年度末時点で396路線の都市計画道路がございまして、総延長は約888キロメートルでございます。整備率は約50%となっております。全国平均の約63%と比較しますと整備が進んでいないという状況になってございます。これらの都市計画道路につきましては、スライドの下の方にグラフで示させていただきますが、多くは昭和30年代から40年代にかけての高度経済成長期にまとめて都市計画決定されているものの、現在におきましても長期にわたり事業未着手の路線、ちょうど黄色で着色した部分でございますが、約190路線あるという状況でございます。

都市計画道路を見直す背景としましては、社会情勢の変化がございまして、まず本県では、

皆さんご存じのとおり、平成12年の144万人をピークに人口が減少し始めておりまして、平成27年に実施された国勢調査の結果で約137万人となっております。今後、さらに人口が減少していくと予測されてございます。また、本県が平成21年に公表いたしました平成42年の自動車交通量の推計は、平成17年度の実績値に比べまして、約2割減少するとの予測結果が出てございます。ほかにも、道路の都市計画が定められた区域内では、都市計画法第53条に基づき、建築物の建築が制限されてございまして、事業が未着手の状態が長く続きますと、区域内の土地所有者等は、長期にわたり建築制限を受け続けることとなります。このような状況から、都市計画道路の見直しを進めているところでございます。

こちらが県内の見直しの状況でございますが、平成20年12月に国のほうが初めて、これまで増加すると予測されていた将来交通量が減少するとの推計を公表されました。引き続き、本県でも、平成21年8月に国と同様に将来交通量が初めて減少するという結果を公表し、本日ご説明いたします天理橋線を含む広域幹線道路の見直しを公表してございます。これを受けまして、平成22年7月に奈良県都市計画道路の見直しガイドラインを策定いたしまして、市町村に積極的に都市計画道路の見直しを進めていただくよう通知したところでございます。その後、記載のとおり、都市計画道路の見直しを行ってございまして、今年の8月には兜塚山之辺線ほか3路線の都市計画を廃止し、桜井市域の都市計画道路の見直しを完了したところでございます。

今回、天理橋線の見直しを行う背景といたしましては、将来の自動車交通量が大幅に減少すると予測されたことによるものでございまして、先ほども述べましたが、平成20年に国が将来交通量が大幅に減少すると公表いたしました。これを受けまして、県が全県的に既存道路ネットワークを有効に活用する観点から、4車線の広域幹線道路の見直しを実施したところ、天理橋線の未着手区間については、国道169号が広域幹線道路としての機能を代替すると判断したため、その必要性を見直すこととなりました。見直しに際しましては、4車線の広域幹線道路としての機能は必要ないものの、天理市のまちづくり計画との調整などを行いまして、2車線以下の生活道路としての必要性について検討することとなりました。4車線の広域幹線道路としては必要性がないものの、天理橋線は一部を除き未整備であることから、南北方向の円滑な移動が困難な状況で、通学路に通過交通が流入し、危険な状況にあります。天理市域の南北の交通を担う県道天理環状線の自動車と歩行者の通行状況の写真をここに記してございます。ご覧のように、狭隘な幅員の中を多く

の車両が通行している状況でございます。また、平成26年10月には、奈良県と天理市のまちづくりに関する包括協定を締結いたしまして、県と市が連携してまちづくりの方向性を検討することとなりました。そういった状況を踏まえまして、既存の道路ネットワークを活用した2車線の幹線道路の整備の方針について、県と天理市で連携して検討してきたところでございます。

こちらは、昨年度策定されました天理駅周辺のまちづくり基本構想でございます。まちづくりについては、このまちづくり基本構想の実現に向けて、県と天理市が連携、協力して行うこととして、平成28年3月、天理市のまちづくりに関する基本協定を締結してございます。この基本構想の中の方針の1つとして、天理駅周辺のにぎわい拠点と長柄運動公園の健康づくり拠点、これを結ぶ交通ネットワークを形成し、回遊性の向上を図ることとしてございます。今回、この基本構想に位置づけた交通ネットワークの形成に向けて、新たな2車線の幹線道路として、ここに九条バイパスと記載してございますが、都市計画道路東井戸堂西長柄線として、都市計画決定するものでございます。

見直し結果でございますが、天理市内の南北方向の円滑な移動、通学路の安全確保、天理市が進めるまちづくりの実現に向けて、北側に2車線で既に完成している都市計画道路田櫨本線と天理橋線を結ぶ東井戸堂西長柄線を新規決定いたします。あわせて長柄運動公園より北側の、図面で黄色で示させていただいております天理橋線の未着手区間、約4.5キロメートルを廃止いたします。

それでは次に、天理橋線の変更概要につきましてご説明させていただきます。天理橋線は、天理市の南北に縦断する広域幹線道路で、起点が天理市櫨本町の西名阪自動車道との交差点でございますが、終点が天理市遠田町で田原本町との市町境でございます。延長が約6,960メートル、幅員24メートル、4車線の計画となっております。昭和36年当時、広域的な幹線道路として都市計画決定されました。現在、ちょうど黒で着色している部分ですが、長柄地区の約990メートル区間については4車線で供用されてございまして、そのほかの区間は事業が未着手となっております。このうち、黄色で示した起点から長柄運動公園までの延長約4,480メートルを廃止いたします。また、新規決定する東井戸堂西長柄線と接続する交差点において、形状が変更となります。

こちらは廃止区間の状況でございます。向かって左側の写真、これが起点部の状況写真でございます。西名阪自動車道から南向きに撮影した写真でございます。右の写真は市道北大路線から南向きに撮影した写真で、この区間も廃止になります。現在、道路がなくて

計画だけが残っている状況でございます。

こちらが今回の廃止区間の終点側になります。左の写真は長柄運動公園の北側、交差点付近の写真でございます。この交差点から北側が今回の廃止区間となります。右側の写真は、交差点から南向きに撮影したものでございます。ご覧のように、4車線で整備済みの区間で、この交差点で新たに計画される東井戸堂西長柄線が接続することになります。

続いて、東井戸堂西長柄線の概要についてご説明させていただきます。東井戸堂西長柄線のルートでございますが、先ほどの説明にもございました、地域の課題を踏まえ、整備済みの田櫟本線と天理橋線を直接つなぎ、1本の動線をつくる計画といたしました。理由としましては、東井戸堂西長柄線と整備済みの田櫟本線を直接つなぐことで、南北方向の移動、既存住宅地内の道路からの通過交通の排除、天理駅周辺へのアクセス、これがより効果的に実現できると考えたためでございます。道路概要はここに示させていただいており、区間が東井戸堂町から西長柄町、延長が約1,700メートル、計画交通量が1日当たり8,300台、道路区分が第3種第2級、道路構造として車線数が2車線、車線幅員が1車線当たり3.25メートル、道路の標準幅員が13メートルになります。

次に、計画ルートの概要でございます。ご覧いただいているのが、東井戸堂西長柄線の概要をあらわした平面図になります。向かって左が北となっておりまして、起点がちょうど図面の左上のところ、それから終点が図面の右側のところになります。天理橋線と田櫟本線を直接接続するには、この2つの道路を直線で結ぶのが最短ルートとなり、道路計画面上は理想的でございます。しかしながら、既存集落への影響や、土地区画等の周辺状況にも配慮した検討を行い、ここに示したルートが最適であると考えてございます。これは、今回計画している道路の幅員構成を図にしたものでございます。車道が3.25メートル、路肩0.75メートル、歩道が2.5メートル、このようになってございます。ちなみに、この横断は代表的な横断でございまして、交差点部分等については、右折レーンの設置を計画してございます。

次に整備効果でございます。本計画道路の整備効果は大きく3つございます。1つ目は南北方向の円滑な移動が挙げられます。これまで困難であった南北方向の移動が田櫟本線と天理橋線が直結されることにより、幹線道路ネットワークが形成され、南北方向の円滑な移動が期待できます。

2つ目は、生活道路の混雑緩和など、安全性の向上が挙げられます。これまで幅員の狭い天理環状線や周辺の市道に多くの通過交通が流入してございましたが、幹線道路ネット

ワークが形成されることにより、通過交通の排除が可能となり、生活道路の混雑緩和と安全性の向上が期待できます。

3つ目は天理市の進めるまちづくりの進展が挙げられます。具体的には新たな交通ネットワークを形成することで、天理市のまちづくり基本構想において、にぎわいの拠点として位置づけられている天理駅周辺と、健康づくりの拠点と位置づけられている長柄運動公園のアクセスを強化し、回遊性の向上につながることを考えてございます。また、奈良県広域消防組合天理消防署から市南部方面への速達性を確保することが可能になり、広域消防機能の強化が図られます。さらに、アクセス向上により、市南部の西長柄町にある工業団地の活性化にもつながるものと考えてございます。

続いて、都市計画道路、三昧田横広線の変更についてご説明させていただきます。三昧田横広線については、これまでの計画が部分的に変更となります。ちょうど右上の位置図にございます東井戸堂西長柄線との交差点部分となります。変更の内容は、三昧田横広線の北側が新設の交差点付近で、約300メートルにわたり現在の計画幅よりも広くなるというものでございます。これは先ほどまでご説明させていただいた東井戸堂西長柄線の新規計画により、これまでT字型であった交差点の形状が右折レーンを含む十字型の交差点形状に変更となるということにより、生じるものでございます。加えて、交差点の南東側でございますが、これらの変更にあわせた形で、交差点の隅切り部分の形状が変更となります。

最後に、一連の都市計画の手続きについてご説明させていただきます。都市計画の変更を行うにあたりまして、県で原案を作成した後、まず最初に説明会及び公聴会を開催いたしました。東井戸堂西長柄線の新規決定に伴い、市決定路線の田櫟本線の都市計画変更が生じたために、説明会及び公聴会は県と天理市で合同開催させていただいております。その結果を受け、都市計画の変更案を作成し、今年の9月2日から9月16日までの間、県都市計画室と天理市役所で変更案を縦覧に供し、意見書の受け付けをいたしました。あわせて、関係する天理市、大和郡山市へも意見を聞いてございます。このような経緯を經まして、本日、都市計画審議会を開催させていただいているというところでございます。

それでは、奈良県と天理市が合同で開催いたしました地元説明会の概要を報告させていただきます。説明会は、都市計画法第16条に基づくものでございまして、都市計画の原案の段階で住民の方の意見を反映させるために開催するものでございます。画面のとおり、6月28日、天理市立井戸堂小学校で開催いたしまして、48名の方にご出席いただきま

した。この説明会周知は、東井戸堂西長柄線の新規決定に当たり、直接影響のある井戸堂校区内の5地区の自治会を対象として開催案内を各戸に配布させていただきました。これは、説明会でいただいた意見や質問を計画構造、手続き、その他の3つに分類したものでございます。意見や質問の概要につきましては、お手元の参考資料の14ページから17ページに添付してございます。

全体の傾向といたしましては、計画構造に関する質問が一番多く18件、そして、次に都市計画の手続きに関する質問について12件、その他4件となっております。説明会では、東井戸堂西長柄線のことに関する質問が多く寄せられました。

続きまして、公聴会の開催結果でございます。画面にありますように、7月24日に開催してございまして、公述人の方は2名、傍聴人の方は1名でございました。公聴会は先ほどの説明会と同様に、都市計画法第16条に基づくものでございまして、同じく都市計画の原案の段階で住民の方の意見を反映させるために開催するものでございます。県におきましては、通常、公聴会または説明会のどちらかを開催する場合がございます。今回は広域的な幹線道路の変更を行ったということから、公聴会も開催いたしております。公聴会開催前には、原案の閲覧期間を2週間とってございます。公聴会の開催の周知につきましては、広報紙やホームページで広く周知を行うとともに、当該路線の変更に係る各自治会長に直接説明させていただきまして、案内文の回覧や掲示を実施していただきました。

公述内容についてですが、お手元の資料の19ページから21ページをご覧ください。そこに記載してございます公述要旨と、それを受けての県の考え方を説明させていただきます。

1人目の公述人は、九条町にお住まいの方です。1番は東井戸堂西長柄線のルートに関する意見です。東井戸堂西長柄線は、2回のカーブで田樺本線と長柄運動公園前の天理橋線をつなぐ路線であるが、2回もカーブするのは道路としてよい道路というのか疑問である。道路はおおむね直線で結ぶのが普通で、そういったことを考慮せずに計画されていることに納得がいかない。東井戸堂西長柄線の2回カーブする部分には、施設園芸のハウスがかなり立ち並んでいる。農業をしている人間としては、多くのハウスに影響するため、所有者の方の同意が得られるかどうか、非常に疑問に思う。反対の立場なら、他の田にハウスを建てればよいと考えておられると思うが、土壌等が変わってしまうと栽培についても難しい点が出てくると考えられるため、計画を考え直す必要があるのではないかとのご意見でございます。これを受けての県の考え方でございますが、東井戸堂西長柄線は、国



道169号、国道24号の機能を補完する南北軸の強化、幅員の狭い県道天理環状線や周辺の生活道路からの通過交通の排除による地域の安全確保、天理市の進めるまちづくりの実現、これらを目的として、整備済みの田櫟本線と天理橋線を直接つなぐ計画です。道路計画上、最短で結ぶことが理想ですが、既設集落への影響や土地区画等の周辺状況にも配慮した検討を行い、原案が最適なルートであると考えています。なお、ハウス所有者の方々に対しては、本道路計画にご理解、ご協力が得られるよう努めていきますということでございます。

2番もルートに関するご意見でございます。東井戸堂西長柄線の整備により、市道乙木合場線の交差点に新たな交差点ができることで、道路の高さが変わってくる。今の水田の高さは変えられないので、道路の高さが変わった場合、田への出入りや別の田への移動に支障を来すことも考えられるとのご意見でございます。これを受けての考え方としては、東井戸堂西長柄線の整備にあたっては、田への出入り等について十分配慮しながら、引き続き検討していく方針ですということでございます。

3番についても、ルートに関するご意見でございます。東井戸堂西長柄線の東西方向の計画位置に大和平野土地改良区の吉野川分水のパイプラインが通っている。自動車の振動等が発生し、メンテナンスにも影響すると考えられるため、検討してもらいたいとのご意見でございます。これを受けての考え方として、既存のパイプラインの機能が確保できるように施設管理者と協議、調整した上で、東井戸堂西長柄線の道路計画を行う予定ということです。

4番は天理橋線の廃止に関するご意見でございます。天理橋線は必要性が認められないことから一部を廃止する計画であるが、これまで都市計画線を引くだけ引いておいて、今ごろ必要ないから廃止するというのは、役所的な考え方であると思うので考え直してもらいたいとのご意見でございます。これを受けての考え方として、平成20年に国が初めて将来の自動車交通量の減少を公表したことを受け、県で既存道路ネットワークを有効に活用する観点から、4車線の広域幹線道路の見直しを実施したところです。その結果、天理橋線の北側未着手区間については、国道169号等が広域幹線道路としての機能を代替できるため、新たな整備は要しないと判断し、都市計画道路の廃止手続きを進めていますということです。

最後の5番は、再度ルートに関するご意見でございます。天理橋線の現在の計画位置で真っすぐ、市道天理王寺線に2車線をつないでもらえれば、一番よいのではないかと考え

る。2回カーブさせてまで田櫟本線につなぐ必要はないと考えているとのご意見でございます。これを受けての考え方として、東井戸堂西長柄線と整備済みの田櫟本線を直接つなぎ、1本の動線をつくることで、市道天理王寺線に真っすぐつなぎ、交差点を増やす場合に比べて、南北方向の移動、居住地区内の道路からの通過交通の排除、天理駅周辺へのアクセスがより効果的に実現できると考えています。以上の理由から、原案が最適なルートと考えていますということでございます。

以上で、公述人1の方の意見の要旨と県の考え方の説明を終わります。

次に、2人目の公述人の方でございますが、この方は西井戸堂町にお住まいでございます。地区内には県道天理環状線が通っており、今回の東井戸堂西長柄線の決定について、前向きなご意見をいただきました。

内容といたしましては、天理橋線を廃止し、東井戸堂西長柄線の追加変更する都市計画変更原案にはおおむね賛成である。居住している西井戸堂町の集落の真ん中を南北に県道天理環状線が走っているが、非常に狭隘で交互交通もままならない。特に、市道天理王寺線との交差点はたびたび人身事故が発生しており、事故によって命を縮められ、その後亡くなった方もいる。そういう非常に危険な道路と認識している。そのため、1日も早く何らかの対策を早期に実施してほしいと強く望んでいる。一方で、今日のグローバル社会の中で目まぐるしく変化する経済や人口減少の環境において、多額な建設費用を投資して、現在の天理橋線の都市計画で事業を進めることは、非現実的で難しいと考える。一刻も早く実現することが大事で、今回の原案は地域の最大の弱点である南北線の強化につながると考えられる。また、当該井戸堂校区内はどの集落を見ても建物同士の間隔が非常に狭く、家屋密集地帯であり、災害時も極めて危険である。道路整備により、健全な都市基盤を確保し、進展させることは防災面の評価にもつながると考えている。事業実施にあたり、さまざまな課題はあると思うが、実現には土地所有者のご尽力とご協力がなければ不可能なため、地域住民との一層の連携をとり、協力も得て、1日も早く原案が都市計画決定され、事業が早期に完成することを願うとのご意見でございます。県といたしましては、東井戸堂西長柄線を整備することで、国道169号、国道24号の機能を補完する南北軸の強化、幅員の狭い天理環状線や周辺的生活道路からの通過交通の排除による地域の安全確保、天理市の進めるまちづくりの実現などが可能になると考えています。なお、本事業を進めるにあたっては、地域住民の皆様のご理解、ご協力が得られるように努めていく所存ですということでございます。

以上で、2人目の公述人の方の意見の要旨と県の考え方の説明を終わります。なお、この県の考え方は、市の意見を踏まえ、まとめてございます。

県としましては、説明会、公聴会の意見を踏まえましたが、住民の方にお示しした原案を都市計画の変更案として、都市計画法第17条に基づきます案の公告、縦覧、意見書の受け付けを行いました。結果としましては、地元住民の方から1通の意見書が提出されました。意見書の要旨については、この画面、及びお手元の資料の22ページに添付してございますのでご覧ください。

それでは、意見の要旨と意見に対する県の考え方を説明させていただきます。

意見書を提出いただいた方は、西井戸堂町にお住まいの方です。西井戸堂町は県道天理環状線の沿線地区となります。意見書の内容としては、東井戸堂西長柄線の新規決定についてでございます。細かい内容といたしましては、井戸堂校区内を南北に通る県道天理環状線は交通量が多く、道路幅も狭いため、交通事故も起きており、日常生活や子供たちの通学にも不安を感じている。計画案については、我々が思う車の移動や通行の危険回避だけではなく、天理市全体の発展やまちづくりの構想が込められた最善のルートである説明がされた。早期の実現に協力をしていきたいと考えている。さまざまな課題もあると思うが、県、市、連携協力し、早期実現を望むとのご意見でございます。県といたしましては、天理市と連携しつつ、東井戸堂西長柄線の早期実現に向け、手続きを進めていきたいと考えております。以上が意見書の要旨でございます。

また、関係する天理市、大和郡山市に意見聴取を行っております。天理市からは「変更案どおり意見なし」、大和郡山市からも「変更について意見はなし」という回答をいただいております。議案についてご了承いただきましたら、速やかに都市計画決定の告示の手続きを進めさせていただきたいと考えてございます。

以上で、第1号と第2号議案の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

【斎藤会長】 どうもありがとうございました。

議案の中身は以上のとおりでございます。本件につきまして、ご意見、ご質問等があればご発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

園芸ハウスの所有者のご理解、ご協力はいかがですかね。

【事務局】 都市計画室の山本です。

今、公聴会の時に、ご意見等をいただいておりますわけなんです、今後も事業課と共に、

地域の自治会としっかり話をさせていただき、ご理解、ご協力いただけるよう努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

【斎藤会長】 どうぞよろしくお願いいたします。

何かご意見、ご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

【斎藤会長】 それでは、特段ご意見、ご質問もないようですので、質疑を終了して、お諮りをしたいと存じます。

本議案を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【斎藤会長】 ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本議案につきましては、原案どおり承認されました。

続きまして、第3号議案、大和都市計画道路の変更（元町畠田線ほか1路線の変更）についてご審議をお願いいたします。議案の内容につきまして、事務局から説明をいただきます。

【事務局】 それでは、引き続きまして第3号議案の元町畠田線ほか1路線の変更についてご説明させていただきます。

説明の流れでございます。まず初めに、元町畠田線の概要について、それから地域の現状と課題、都市計画変更の概要と理由、整備効果について、最後に都市計画の手続きについてご説明させていただきます。

元町畠田線の概要についてでございます。元町畠田線は起点を王寺町元町2丁目、終点を王寺町畠田4丁目とする延長約980メートルの王寺町域を東西に横断する幹線街路になります。都市計画決定は昭和40年にされてございまして、昭和48年に元町畠田線として名称変更されています。一部区間が県道畠田藤井線に重なっております。今回、王寺町本町4丁目から終点の畠田4丁目の国道168号との交差点までの約300メートルの区間について変更を行います。元町畠田線の都市計画変更に伴い交差部の境界位置が変更となるため、都市計画道路奈良西幹線、現道は国道168号になりますが、こちらもあわせて変更いたします。具体的な変更内容につきましては、後ほど説明させていただきます。

続いて、地域の現状、課題でございます。元町畠田線は国道168号と国道25号を結ぶ東西の県道畠田藤井線のルート上に位置してございまして、ちょうど丸で示させていた

だいた約300メートル区間において、既に2車線で整備されているという状況でございます。スライドの写真は王寺霊園付近から東に向けて撮影した写真でございます。ご覧のとおり、2車線の道路が整備されているという状況でございます。図に示すように、畠田4丁目交差点の接続部が未整備のため、ちょうど黄色で示させていただいております、県道畠田藤井線と県道桜井田原本王寺線を結ぶ東西方向の幹線道路ネットワークが不十分になっているという状況でございます。ここに示した図は、畠田4丁目交差点付近の位置図でございます。赤の点線部が未整備区間となっております。灰色で示している県道畠田藤井線の現道は向かって左の写真のように幅員が4メートル程度、非常に狭い道になってございます。この場所に国道168号の渋滞を避けた通過交通が流入し、自動車交通量が1日当たり3,300台となっております。また、右の写真のように一部区間は通学路にもなっているということでございます。こういった状況の中で、県道畠田藤井線ではここに示した、ちょっと見えにくいかもしれませんが、星マークみたいな形になっているところなんですけれども、この場所で毎年のように人身事故が発生しており、地域の交通に対する安全性の確保が課題となっております。

都市計画の変更の概要と理由についてご説明させていただきます。変更区間は王寺町本町4丁目から畠田4丁目までの延長約300メートルとなっております。計画の諸元としては、計画交通量は1日に7,700台、車線数は2車線、1車線当たりの車線幅員は3メートルの計画となっております。現在、王寺町域の国道168号も拡幅事業が進捗してございまして、元町畠田線についても事業着手に向けていたところですが、現在の事業地内にはお寺や墓地があり、移転が難航することが予想されます。また、今回、王寺町が都市計画公園である泉の広場公園の施設の老朽化により、公園施設の見直しに着手したことから、道路計画と公園計画を一体的に見直すことが可能となりまして、より安全な道路になることも含めて、道路設計の見直しを行っております。これらのことから、この議案については県と王寺町が連携して、都市計画変更の手続を行っております。

変更内容としては2点ございまして、1つ目が道路線形の変更と、2つ目は交差点部の幅員の変更でございます。この元町畠田線の見直しにあわせて、都市計画道路奈良西幹線、いわゆる国道168号との交差点の取り合い部も形状変更が生じることになります。

まず、道路線形の見直しの内容と理由についてでございます。1つ目は現道の畠田藤井線との交差点部分になります。右上の位置図の丸の箇所でございます。変更前の計画では、現在の県道との接続部が鋭角のY字交差点となりまして、元町畠田線から県道に左折する

場合、反対車線まで一旦はみ出ないと曲がれないということが判明いたしました。また、北から南へ走行してきたときに、右折レーンがないため右折が難しく、後続車との追突事故等が懸念されます。そのため、接続する交差点をT字にすることにより、県道との交通を円滑に走行できるように変更いたしました。

2つ目は、畠田4丁目交差点部分になります。位置図の丸の場所でございます。変更前の計画であれば、畠田4丁目交差点について右折レーンがなく、後続車との追突事故等が懸念されます。また、交差点が食い違いの形状でございまして、走行性や対向車の視認性が悪く、交通流動の停滞が懸念されます。今回、走行性や安全性を改善するために、道路線形を変更いたしました。交差点部については、先ほど説明したとおり、画面でいきますと下のほうの図になりますが、右折車線を追加して、道路幅員を16メートルから17メートルに変更いたします。

整備効果でございます。整備効果としては大きく3つございます。東西方向の幹線道路ネットワークの強化、生活道路の混雑緩和・安全性の向上、安心・安全な歩行空間の形成でございます。

1つ目として、東西方向の幹線道路ネットワークの強化でございます。元町畠田線ができることにより、桜井田原本王寺線と一体となって東西方向の幹線道路ネットワークが形成され、円滑な交通アクセス強化につながるものと考えてございます。2つ目としては、生活道路の混雑緩和や安全性向上でございます。元町畠田線ができることにより、生活道路となっている県道畠田藤井線の未改良区間や王寺町道への通過交通の流入の緩和、桜井田原本王寺線の渋滞解消につながるかと考えております。特に生活道路への通過交通が減ることで、地域の交通に関する安全性も向上すると考えております。3つ目としては、自転車歩行者道を設置することにより、歩行者の安心・安全な歩行空間を確保することができ

ます。最後に都市計画の手続きの流れでございます。都市計画の変更を行うにあたり、県で原案を作成した後、今年の6月20日に説明会を開催いたしました。その後、都市計画の案を作成して、8月9日から8月23日までの間、県都市計画室と王寺町役場で案を縦覧に供し、意見書を受け付けました。あわせて関係する王寺町へも意見を求めてございます。このような経緯を経まして、本日、付議させていただいているというところでございます。なお、これらの手続きについては、都市計画公園、泉の広場公園の王寺町による手続きと連携しながら実施してまいりました。

それでは、地元説明会の概要を報告させていただきます。説明会は6月20日に開催いたしました。地域住民の方、約30名の方のご参加がございました。周知方法については、元町畠田線の変更区間に当たる4地区の自治会に開催案内を回覧いたしました。説明会で出された質問の傾向でございますが、こちらの画面のように分類いたしました。意見や質問の概要につきましては、参考資料の附箋がついてございます30ページに添付してございます。全体の傾向といたしましては、計画構造に関する質問が一番多く4件、事業の進め方について1件、その他について3件でございました。内容としては、計画・構造として、交差点付近の道路勾配や信号の設置計画について、その他として、国道168号や農業用水路への影響について、また今後の事業の進め方についての質問などがございました。

次に、8月9日から2週間、案の公告、縦覧、意見書の受け付けを行いました。結果としては地元住民の方から1通の意見書が提出されました。意見の内容は、ここに示させていただいたように、都市計画の手続きについて1件、その他について1件となっております。意見書の要旨については、この画面およびお手元の参考資料の31ページに添付してございますのでご覧ください。

それでは、意見の要旨とそれを受けての県の考え方をご説明させていただきます。

1つ目の意見は、都市計画の手続きの中で、不明瞭な図面の開示ではなく、誠心誠意、よりわかりやすく表現したものを縦覧してほしいとのご意見でございます。都市計画案について、よりわかりやすく表現したものを縦覧できるように求めていらっしゃるものがございます。県としては、これまで法律上必要となる計画書、理由書、総括図、計画図に加えて、都市計画の内容をわかりやすく理解してもらうために、道路詳細計画図、横断図、縦断図、交差点計画図を参考図書として縦覧させていただいております。住民から詳細な説明を求められたときは、説明会で配付した資料などを用いて対応していきたいと考えてございます。

2つ目の意見は都市計画案が次世代に引き継げるように事業を完成してもらいたいというご意見でございます。県としては、元町畠田線は、先ほど説明しましたとおり、東西方向の幹線道路ネットワークの形成や地域の生活道路の渋滞緩和や安全性の向上等に必要なお道路と考えております。本件について了承をいただけましたら、都市計画の変更後、事業化を速やかに行い、早期完成に努めてまいります。

意見書の内容については以上でございます。また、王寺町に意見聴取を行いまして、王寺町からは「意見なし」とのご回答をいただいております。

以上が議案についての説明となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【齋藤会長】 ありがとうございます。

ただいまのご説明に対して、何かご質問あるいはご意見等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【齋藤会長】 それでは、特にご質問、ご意見ないようですので、質疑を終了し、お諮りいたします。

本議案を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【齋藤会長】 ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本議案につきましては、原案どおり承認されました。

続きまして、第4号議案、大和都市計画道路の変更（郡山斑鳩王寺線の変更）についてご審議をお願いします。議案の内容につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 最後になりますが、第4号議案の郡山斑鳩王寺線の変更についてご説明させていただきます。

説明の流れでございます。まず初めに、郡山斑鳩王寺線の概要、続いて都市計画変更の概要、最後に都市計画の手続きの流れという順番でご説明させていただきます。

当該路線の概要でございます。都市計画道路郡山斑鳩王寺線は、起点を大和郡山市横田町、終点を王寺町王寺3丁目とする標準幅員が22メートル、2車線で、延長約1万650メートルの幹線街路でございます。昭和48年に大和郡山市、斑鳩町、三郷町、王寺町内の都市計画道路を統合いたしまして、郡山斑鳩王寺線に名称変更されてございます。現在、斑鳩町幸前1丁目から斑鳩町龍田西8丁目間が一般国道25号斑鳩バイパスとして、国の道路整備事業として事業が行われているところでございます。こちらに示しておりますのが、昭和46年ごろの位置図でございます。斑鳩町では昭和42年に街路網が都市計画決定され、その中で斑鳩町大字幸前から三郷町界までが斑鳩中央線として都市計画決定されました。画面の赤線の部分でございます。同時に、三室交差点から大和川の王寺町界までが笠町線として、それぞれ都市計画決定されました。画面の青く塗っている部分でございます。斑鳩中央線は国道25号のバイパスとして、この路線からさらに西方向に三郷町域を横断する構想のもと計画された路線でございます。調整が整った斑鳩町域を先行して計画決定されました。結果的に、斑鳩中央線は起点から三室交差点を越えて、三郷町との町界まで計画されているという状況になってございます。その後、昭和48年に斑



鳩中央線と笠町線が統合されまして、大和郡山市や王寺町などの路線も含め、郡山斑鳩王寺線となりまして、郡山から王寺を結ぶ路線として都市計画決定されました。こちらに示しておりますのは、路線が統合された後の位置図でございます。昭和48年に路線が統合された後の国道25号、三室交差点から西の区域について、支線として計画区域が残っている状況でございます。この区域を含め、赤色で示しているのが、郡山斑鳩王寺線となっております。三室交差点西側、この図で黄色で示している部分が、今回都市計画変更を実施する郡山斑鳩王寺線の支線部となります。

次に、今回実施する都市計画変更の概要とその理由でございます。こちらは、今回の都市計画変更の新旧対照図でございます。今回の都市計画変更の内容は、この図で黄色で着色された部分、延長約100メートルを廃止するものでございます。こちらの写真は、三室交差点から西に向いて龍田西8丁目方向を望む写真でございます。黄色で着色している部分が、今回廃止する区域のイメージとなっております。今回、見直すこととなった背景としては、斑鳩バイパスの事業が進捗いたしまして、三室交差点への取付計画が具体化してきてございます。そういった中、三室交差点以西の将来像を検討する段階に至ったということが挙げられます。また、三室交差点から南西方向、王寺方面に向かう現道の国道25号については、交通の集中による慢性的な交通渋滞という課題がございまして、地元の王寺町、三郷町、斑鳩町から三室交差点から王寺方面に向かう国道25号の拡幅について要望が出されている状況でございます。一方で、斑鳩バイパスの三室交差点から西、すなわち三郷町域に延伸することについては、現在に至っても具体的な計画や予定はございません。そういった中、未着手で都市計画道路の計画が残る場合は、土地利用の制限が残ったままになってしまうということになります。このような状況から、当該支線部の計画区域について、その必要性が認められず、廃止が妥当と判断いたしました。

最後に、都市計画の手続きの流れについてご説明させていただきます。都市計画の変更を行うに当たり、県で原案を作成した後、今年3月に説明会を開催いたしました。その後、都市計画の案を作成し、9月2日から9月16日までの間、県都市計画室と斑鳩町役場で案を縦覧に供し、意見書を受け付けました。あわせて、関係する斑鳩町へも意見を求めてございます。このような経緯を経まして、本日、付議させていただいているというところでございます。

説明会の概要を報告させていただきます。地元説明会は3月17日に開催いたしました。が、出席者はございませんでした。地元説明会開催にあたっては、今回廃止する都市計画

道路区域にかかる土地建物の所有者の方に対して戸別訪問させていただき、開催案内文を渡し、あわせて説明を行ってございます。戸別訪問においても、本件に対するご意見はございませんでした。

次に、9月2日から2週間、案の公告、縦覧、意見書の受け付けを行いました。結果として、意見書の提出はございませんでした。また、斑鳩町に意見聴取を行い、現行案どおり意見なしとご回答をいただいております。

事務局からの提案の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【斎藤会長】 議案の中身は以上のとおりでございます。本件につきまして何かご意見、ご質問等あれば、ご発言をお願いします。

お願いします。

【太田委員】 今回、支線の廃止については、私も賛成をしたいと思っているんですけども、地元のほうから斑鳩バイパスの部分の大和高田斑鳩線の東側の部分について、地元のほうから住宅密集地であるということと、あと、交通量も、先ほども説明があったように、事業化されてから減っているということなどもあって、心配の声が上がっているんですけども、この点について、今、どのようにお考えなのか。この議題からはちょっとずれるんですけども、そのことに関連しまして、もしお答えいただけるようであれば、お答えをいただきたいと思っております。

【事務局】 都市計画室の山本です。

三室の交差点付近については、おおむね3年をめどに進んでいっておられるということはお聞きしておったんですけども、東側はちょっと準備不足で申しわけございません。

【斎藤会長】 お願いいたします。

【太田委員】 私のところには、ここのバイパスの部分についてはいろいろと、開発については見直しを求める声などもございますので、またそういう議題がございましたら、そのときにまた触れていただけるように思っております。

以上です。

【斎藤会長】 ご意見といたしますか、住民の方々の見直しの方向というんですか、事業を早めてほしいのかどうか。

【太田委員】 この東側については要らないのではないかという意見があるということをおし上げておきたいと思っております。

【斎藤会長】 わかりました。ということがありますので。

【事務局】 このいわゆる斑鳩バイパスにつきましては、直轄の部分になります。国交省さんともよく相談させていただきながら、またそういうこともございましたら、相談させていただきながら、必要性等々をまた議論させていただければと思っております。よろしく申し上げます。

【斎藤会長】 よろしいでしょうか。県のほうとも検討をしていただきたいと思います。

ほかにご意見、ご質問。佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 座ったままで失礼いたします。

本題とはちょっと関係のない話になるんですけども、この計画道路については、どんどん見直していったほうが良いという考えで、今、見直されているからだと思うんですけども、1つ気になる部分がありまして、状況を確認させていただきたいと思います。昭和53年に近畿圏整備法において、近郊整備区域に指定されている地域が奈良県にはございます。吉野、大淀、下市の吉野3町が近郊整備区域に指定されている中で、今、現状に即していないという意見が地元のほうなどに多く寄せられている状況の中で、平成23年に改定された奈良県都市計画区域マスタープランにおいて、見直していくという方針が出されているわけなんですけれども、それに伴い、県のほうから国のほうにこの指定解除を求めるような声も上げられたと聞いておりますけれども、その後の展開がどうなっているのか、確認をさせていただきたいんですけれども、いずれも、今の現状に即していないという形で、奈良県の都市計画そのものを全体的に見直していく必要があるんじゃないかと考えておりますので、今の状況を説明いただけませんかでしょうか。

【事務局】 説明させていただきます。

吉野3町について、今の都市計画で良いのかという趣旨でのご質問だと理解いたします。3町の線引きにつきましては、地元の方から、地元市町村からもご意見のほうを伺っております。ただし、線引きが一番の課題なのか、そもそも吉野3町をどのような町にしていこうかということも3町の方でしっかり考えていただいた上で、その手段として都市計画を使っていくべきではないかという考え方もございます。我々としては、おっしゃった近畿圏の話等々もございますが、まずは吉野3町をどのような町にしていきたいかということ、地元の方々でしっかり話し合ってください、それに関して、我々もサポートさせていただけたらと今のところ考えております。

以上です。

【斎藤会長】 どうぞ。

【佐藤委員】 地元の意見を尊重するという話なんですけれども、私が聞く限り、吉野3町のほうから指定解除をしてもらいたいというような意見が多く寄せられていると。特に建設委員長をしております我が会派の松尾県議のほうからそういう話を聞いておりますので、今後、会派に持ち帰らせていただいて、後ほど打ち合わせをさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【斎藤会長】 非常に大きなテーマのご質問なので、また、県のほうでただいまのご発言を捉えて、いろいろ議論していただければと思います。

ほかに何かご質問等はございませんか。

(「なし」の声あり)

【斎藤会長】 どうもありがとうございました。

それでは、ほかにご意見、ご質問がないようでございますので、質疑を終了し、お諮りします。

本議案を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【斎藤会長】 ご異議なしと認めます。よって、本議案につきましては、原案どおり承認されました。ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、議案の審議を終了いたします。

皆様には円滑な議事の進行にご協力いただきまして、大変ありがとうございました。

それでは、会議の進行を事務局にお返しします。

【事務局】 斎藤会長、どうもありがとうございました。委員の皆様も熱心なご議論、ありがとうございました。最後に、事務局からお願いがございます。

次回の審議会につきましては、来年2月中旬に開催させていただきたいと考えております。また、皆様には何かとご面倒をおかけしますが、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、以上をもちまして第160回奈良県都市計画審議会を閉会いたします。ありがとうございました。